



令和7年度集団指導

訪問・相談支援系サービス

1 訪問系サービスの指定・更新について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班



目次

- 1 各種障害福祉サービスの新規指定について
- 2 各種障害福祉サービスの指定更新について
- 3 変更届出書の提出について（処遇改善含む）
- 4 障害者総合支援法第79条届出関係

1 各種障害福祉サービスの新規指定について

(1) 障害者を対象としたサービスについて（障害者総合支援法）

介護給付

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所
- 生活介護
- 施設入所支援
- 療養介護

訓練等給付

- 自立生活援助
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 自立訓練
- 共同生活援助

相談支援

- 地域移行支援
- 地域定着支援
- 計画相談支援

赤・・・地域生活支援班

1 各種障害福祉サービスの新規指定について

新規指定申請の手続き

実施時期		手続き等の内容	県	事業所等	市町村
4か月前	月末まで	①事業所等から市町村への事前相談 (事業相談シート等により相談)		○ → ○	
		②事業所等で事業相談シートの作成		○	
		③事業所等から県へ事業相談シートの提出 (ちば電子申請システムによる)	○ ← ○	○	
3か月前	25日まで	④県による事業相談シートの確認 県から事業所等へ補正依頼	○ ↔ ○		
	25日から	⑤事業所等から県へ指定申請等の書類の提出	○ ← ○		
2か月前	10日まで	⑥県から市町村へ事業所情報を通知	○ → ○		
	月末まで	⑦市町村から県へ指定等に係る意見書の提出	○ ← ○		
		⑧県による指定申請等の確認 県から事業所等へ補正依頼 ⇒ 補正完了	○ ↔ ○		
1か月前		⑨県における審査 ⇒ 翌月1日付けで指定・通知	○ → ○		
事業開始	1日			○	

1 各種障害福祉サービスの新規指定について

(2) 障害福祉サービス別申請先一覧表

申請したいサービス(法律)	事業所が所在する市町村				
	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	それ以外の市町村
障害児通所支援(児童福祉法)	千葉市	船橋市	柏市	千葉県	千葉県
障害児入所支援等(児童福祉法)	千葉市	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県
一般相談支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	千葉県
計画相談支援(障害者総合支援法) 障害児相談支援(児童福祉法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	事業所が所在する市町村
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、共同生活援助、重度障害者等包括支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	我孫子市	千葉県
療養介護、生活介護、自立訓練、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援・施設入所支援(障害者総合支援法)	千葉市	船橋市	柏市	千葉県	千葉県

2 各種障害福祉サービスの指定更新について

(1) 指定更新の制度について



例：令和8年4月1日付けで新規指定を受けた場合

⇒ 初回更新期限：令和14年3月31日

2回目更新期限：令和20年3月31日

2 各種障害福祉サービスの指定更新について

(2) 指定更新時の注意点等

- **指定有効期間の満了日が属する月の前月末まで**に必要な書類を提出してください。提出方法の詳細は、県ホームページをご確認ください。
- 休止中の事業についても、事業継続を希望する場合は、**指定基準要件を満たした上で**指定更新申請を行う必要があります。
- 更新ができなかった場合は、新たに指定を受ける必要があります。指定を受けない期間は、サービスを提供しても報酬を請求できず、また、**遡及して請求することもできません**。

3 変更届出書の提出について（処遇改善含む）

（1）加算に関する変更届出書の提出について

- 加算の適用を受けたい月の前月15日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。
- 書類が不足している場合は、加算の適用を認めない場合があります。
- 当該15日が休日の場合、翌営業日が提出期限となります。

（2）加算以外の変更届出書の提出について

- 原則として変更があった時から10日以内の提出が義務付けられています。
- 各種申請等の都合により、一部書類の提出が遅れる場合は、担当へ御相談ください。

3 変更届出書の提出について（処遇改善含む）

（3）処遇改善加算計画書の提出について

- 加算の適用を受けたい月の前々月末日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。
例）令和8年7月1日適用の場合、令和8年5月31日までに提出
- 現在適用している処遇改善加算の区分を変更したい場合は、加算の適用を受けたい月の前月15日までに必要書類を郵送または持参により提出すること。
- 事業所の新規指定を受けると同時に処遇改善加算を新たに取得したい場合、指定希望月の前々月末日までに書類を提出する必要があります。
- 書類が不足している場合は、加算の適用を認めない場合があります。

留意事項

- ・ 提出方法の詳細は、県ホームページをご確認ください。
- ・ 原則、変更届等の受理書は発行しません。
(指定・更新通知書を除く。)
- ※ 電話・メール等での到達確認は御遠慮ください。
- ・ 令和8年4月1日以降の申請等について、
様式等が変更となる予定です。
詳細は別途お知らせします。

ホームページの御案内

各種手続きに必要な書類一覧・様式データは
下記ホームページに掲載されています。

1. 新規指定・更新・変更届に関するページ（者）

「障害福祉に関する各種手続（障害者総合支援法）」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>

2. 各種加算の届出に関するページ（者）

「介護給付費算定にかかる体制届出書（障害福祉サービス事業者等）」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/kaigokyufuhi/index.html>

3. 障害児向けサービスに係る指定・変更等の手続（児）

「障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html>

4. 処遇改善加算に関するページ（者・児共通）

「福祉・介護職員処遇改善加算等について」

URL:

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/syogukaizen/syogukaizen.html>

4 障害者総合支援法第79条に基づく届出について

- 次に掲げる事業を開始（変更・休止・廃止を含む）する場合には、障害者総合支援法第79条に基づく届出が必要です。
- 本手続きは指定申請等とは別の手続きになります。
- 様式等は千葉県ホームページに掲載しています。

「障害者総合支援法第79条に基づく届出」

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/79jou/index.html>

1. 障害福祉サービス事業
2. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
3. 移動支援事業
4. 地域活動支援センターを運営する事業
5. 福祉ホームを運営する事業

4 障害者総合支援法第79条に基づく届出について

- 各事業の届出先は下記のとおりです。

千葉市・船橋市・柏市・我孫子市で指定を受けた事業の場合

指定を受けた各市へ提出

上記に該当しない場合

全て県へ提出



御清聴ありがとうございました。